

下関市立大学教員業績評価基準

令和2年9月1日

改正 令和6年10月10日

1 目的

この業績評価基準は、下関市立大学教員評価指針（令和2年7月31日制定）に基づく。

2 研究費配分

総合点数による相対評価により段階を決定し、それに応じた研究費配分を行う。段階及び配分額は以下の通りである。

段階	研究費配分額（万円）
V	80
IV	60
III	40
II	20
I	5

3 業績評価基準

業績評価基準は以下の通りである。

1. 教育業績（最高10点満点）

領域	内容	点数	配点基準
(1)授業評価	授業評価アンケート	10点	1年間の講義に対する評価点数

※授業評価が行われた場合のみ適用する

2. 研究業績

領域	内容		点数	配点基準
(1)論文	国際誌（査読あり） 国際誌とは、以下の全条件を満たすもの。 ① 論文言語と関係なく、編集委員会が国際的な所属で構	国際誌A Scopus、Web of Scienceに収録されている国際誌	15点/件	筆頭又は責任著者 100% 第2著者 80% 第3著者以下 50%

	成されていること ② インターネット上で論文が確認できること ③ Digital Object Identifier (デジタルオブジェクト識別子、DOI)が付与されていること ④ ※Impact Factorがついている場合、明記する	国際誌 B 国際誌 A 以外の国際誌	10 点/件	
	博士学位論文		10 点/件	※上記又は下記と重複する場合評点化しない
	全国誌 (査読あり) 全国誌とは、以下の全条件を満たすもの。 ① 論文言語と関係なく、編集委員会の所属が1か国で構成され、都道府県あるいは地方等に限定されていないこと ② インターネット上で論文が確認できること		5 点/件 (DOI の付与が無いもの 2.5 点/件)	筆頭又は責任著者 100% 第 2 著者 80% 第 3 著者以下 50%
	地方誌 地方誌とは、以下の全条件を満たすもの。 ① 論文の言語と関係なく、編集委員の所属が1か国内のある地域に限定されていること ② インターネット上で論文が確認できること		2 点/件 (DOI の付与が無いもの 1 点/件)	
	大学等紀要 大学等紀要とは、以下の全条件を満たすもの。 ① 大学、研究所及び研究・教育センターなど研究活動を主な業務とする機関から発行された研究論文であること ② インターネット上で論文が確認できること		1 点/件 (DOI の付与が無いもの 0.5 点/件)	
(2) 学会発表	国際学会		1 点/回	※セミナー発表等は評点化しない。シンポジウムや学会での講演 (教育講演を含む)・パネリストは「社会活動」にあたる。
	国内学会 (全国大会)		0.5 点/回	※セミナー発表等は評点化しない。シンポジウムや学会での講演 (教育講演を含む)・パネリストは「社会活動」にあたる。
	国内学会 (地方大会)		0.1 点/回	※セミナー発表等は評点化しない。シンポジウムや学会での講演 (教育講演を含む)・パネリストは

			「社会活動」にあたる。
(3)書籍	書籍	1点/件 (最大10点/件)	単著100% 共著50% ISBNが取得された出版物に限る。国内学会と博士論文を書籍化したもの、監修した書籍は審査対象にはならない。 優れた著書というエビデンス（学会からの評価・書評等）がある場合は、そのエビデンスを提出し、教員人事評価委員会の検証作業を経て最大10点まで加点ができる。
(4)科研費		3点/件	研究代表者100% 研究分担者50% ※新規申請または継続中のものがない場合は20点減点とする。

3. 社会貢献

社会貢献に関する業績がある場合はすべてエビデンスを添付すること。エビデンスのないものは評点化しない。エビデンスの提出については、PDF化したものを評価シートと一緒にメールで提出するか、コピーを人事課まで提出してください。

領域	内容	点数	配点基準
(1)社会活動	中央行政機関に関する役員・委員 (傘下機関を含む)	5点/件	会長及び代表理事100% 役員80%
	地方自治体(都道府県若しくは区市町村)に関する役員・委員	2点/件	委員長50% 委員30%
	国際学会・団体の役員・委員	2点/件	会長及び代表理事100% 役員80% 委員長50% 委員30%
	国内学会・団体の役員・委員	1点/件	学会員は評点化しない
	学会以外の法人役員 (役員報酬を伴わないものに限る)	0.5点/件	会長及び代表理事100% 役員80%
	論文査読	1点/件	国際誌100% 国内誌、地方誌及び紀要50%
	国際誌Aにおける被引用数	0.1点/回	
	大会等の運営	1点/件	大会長及び実行委員長100% 実行委員50%

	国際交流	0.5～1点/件	実績が認められた場合、役割に応じて配点
--	------	----------	---------------------

4. 産官学協力・共同

産官学協力・共同に関する業績がある場合はすべてエビデンスを添付すること。エビデンスのないものは評点化しない。エビデンスの提出については、PDF化したものを評価シートと一緒にメールで提出するか、コピーを人事課まで提出してください。

領域	内容	点数	配点基準
(1)研究実績	外部研究費等の獲得総額（科研費を除く）	1点 （最高10点）	100万円あたり1点換算
	特許登録	10点/件	特許の登録件数
(2)社会活動	産業現場研修／技術教育研修	0.1点/時間	
	産業を対象とした経営及び技術指導 （コンサルティング報酬がない場合に限る）	0.1点/時間	
	産学協力機関の活用	0.1点/件	現場実習、インターンシップ、就労、などの実績で評価
	産業との契約による教育組織の設置及び運営	10点/件	寄付講座等の設置
	奨学金及び寄付金の確保（下関市立大学に対する奨学金・寄付金に限る）	1点 （最高10点）	100万円あたり1点換算

5. 受賞実績

受賞実績に関する業績がある場合はすべてエビデンスを添付すること。エビデンスのないものは評点化しない。エビデンスの提出については、PDF化したものを評価シートと一緒にメールで提出するか、コピーを人事課まで提出してください。

領域	内容	点数	配点基準
(1)受賞実績	中央行政機関による表彰	5点/件	最優秀賞 100% その他 50%
	地方自治体（都道府県若しくは区市町村）による表彰	2点/件	
	国際学会・団体による表彰		
	国内学会・団体による表彰	1点/件	
	その他表彰	0.5点/件	

附 則

この基準は、令和2年9月1日から施行する。

附 則（令和6年10月10日改正）

この基準は、令和6年10月10日から施行する。